様式第9(第36条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

定　期　報　告　書

殿

年　　月　　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第16条第1項、第27条第1項又は第38条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者単位の報告

特定―第1表　事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号									
特定排出者番号									
事業者の名称									
主たる事務所の所在地	〒								
主たる事業									
細分類番号									
エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名 氏名								
エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 勤務地　〒 電　話(　　―　　―　　) F A X(　　―　　―　　) メールアドレス								
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無　　有・無 有の場合 変更前の事業者の名称　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 変更前の事業者の所在地　：〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿									

備考　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

特定―第2表　事業者のエネルギーの使用量等

1　エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類	単位	年度									
		使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		換算係数		連携省エネルギー措置を踏まえた使用量	
		数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	単位	数値	熱量GJ
原油(コンデンセートを除く。)	kl										
連携分	kl								GJ／kl		
原油のうちコンデンセート(NGL)	kl										
連携分	kl								GJ／kl		
揮発油	kl										
連携分	kl								GJ／kl		
ナフサ	kl										
連携分	kl								GJ／kl		
灯油	kl										
連携分	kl								GJ／kl		
軽油	kl										

連携分		kl								GJ／kl		
A重油		kl										
連携分		kl								GJ／kl		
B・C重油		kl										
連携分		kl								GJ／kl		
石油アスファルト		t										
連携分		t								GJ／t		
石油コークス		t										
連携分		t								GJ／t		
石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t										
	連携分	t								GJ／t		
	石油系炭化水素ガス	千m^3										
	連携分	千m^3								GJ／千m^3		
可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t										
	連携分	t								GJ／t		
	その他可燃性天然ガス	千m^3										

燃料及び熱		連携分	千m^3								GJ／千m^3		
	石炭	原料炭	t										
		連携分	t								GJ／t		
		一般炭	t										
		連携分	t								GJ／t		
		無煙炭	t										
		連携分	t								GJ／t		
	石炭コークス		t										
	連携分		t								GJ／t		
	コールタール		t										
	連携分		t								GJ／t		
	コークス炉ガス		千m^3										
	連携分		千m^3								GJ／千m^3		
	高炉ガス		千m^3										
	連携分		千m^3								GJ／千m^3		
	転炉ガス		千m^3										
	連携分		千m^3								GJ／千m^3		

その他の燃料		都市ガス	千m^3											
		連携分	千m^3									GJ／千m^3		
		（　　）												
		連携分												
産業用蒸気			GJ											
連携分			GJ									(GJ／GJ)		
産業用以外の蒸気			GJ											
連携分			GJ									(GJ／GJ)		
温水			GJ											
連携分			GJ									(GJ／GJ)		
冷水			GJ											
連携分			GJ									(GJ／GJ)		
小計			GJ											
連携分			GJ											
電気事業者	昼間買電		千kWh											
	連携分		千kWh									GJ／千kWh		
	夏期・冬期における電気需要平準化時間帯		千kWh	（　　）	（　　）									

電気		連携分	千kWh								GJ／千kWh		
		夜間買電	千kWh										
		連携分	千kWh								GJ／千kWh		
	その他	上記以外の買電	千kWh										
		連携分	千kWh								GJ／千kWh		
		自家発電	千kWh										
		連携分	千kWh								GJ／千kWh		
	小計		千kWh										
	連携分		千kWh										
合　計GJ													
うち連携分													
原油換算kl				Ⓢ―1		Ⓣ		Ⓣ’					Ⓢ―2
うち連携分													
前年度原油換算kl													
うち連携分													
対前年度比(%)													
うち連携分													

備考　「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「(　)」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

2　連携省エネルギー措置の実績

(1)　連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

(2)　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

(3)　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量GJ	数値	単位	数値	熱量GJ

特定―第3表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等及び電気需要平準化評価原単位等

1―1　エネルギーの使用に係る原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等の計算									
		エネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ－1）	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl） Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl） Ⓑ’	（Ⓒ－1）＝（Ⓐ－1）－Ⓑ－Ⓑ’	（Ⓒ－1）の構成割合（%） （Ⓓ－1）＝（Ⓒ－1）／（Ⓤ－1）×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	エネルギーの使用に係る原単位 （Ⓕ－1）＝（Ⓒ－1）／Ⓔ	エネルギーの使用に係る前年度の原単位 （Ⓖ－1）	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比（%） （Ⓗ－1）＝（Ⓕ－1）／（Ⓖ－1）×100	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度（%） （Ⓘ－1）＝（Ⓓ－1）×（Ⓗ－1）／100
1	工場等に係る事業の名称 細分類番号						（名称：　） （単位：　）				（①－1）
2	工場等に係る事業の名称 細分類番号						（名称：　） （単位：　）				（②－1）
3	工場等に係る事業の名称 細分類番号						（名称：　） （単位：　）				（③－1）
事業者全体		（Ⓢ－1） （合計）	Ⓣ（合計）	Ⓣ’（合計）	（Ⓤ－1） （合計）	100％	Ⓥ （名称：　） （単位：　）	（Ⓦ－1）	（Ⓧ－1）	（Ⓨ－1）＝（Ⓦ－1）／（Ⓧ－1）×100	
										（Ⓩ－1）＝（①－1）＋（②－1）＋（③－1）＋…	

備考　1　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入する。

2　工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とする。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

3　事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位(Ⓦ－1)」の算出が難しい場合は、「エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度の合計値(Ⓩ－1)」を事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ(Ⓦ－1)(Ⓧ－1)(Ⓨ－1)は記入不要。

4　事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位(Ⓦ－1)」が算出できる場合は、事業分類ごとの(Ⓐ－1)ⒷⒷ'(Ⓒ－1)及び事業者全体の(Ⓢ－1)から(Ⓨ－1)まで記入すること。

1―2　連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用に係る原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとの連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用に係る原単位等の計算									
			連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） (Ⓐ－2)	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl） Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl） Ⓑ'		(Ⓒ－2)の構成割合（%） (Ⓓ－2) ＝ (Ⓒ－2) ／ (Ⓤ－2) × 100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	エネルギーの使用に係る原単位 (Ⓕ－2) ＝ (Ⓒ－2) ／ Ⓔ	エネルギーの使用に係る前年度の原単位 (Ⓖ－2)	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比（%） (Ⓗ－2) ＝ (Ⓕ－2) ／ (Ⓖ－2) × 100	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度（%） (Ⓘ－2) ＝ (Ⓓ－2) × (Ⓗ－2) ／ 100
1	工場等に係る事業の名称							(名称：　) (単位：　)				(①－2)
	細分類番号											

2	工場等に係る事業の名称							(名称：　) (単位：　)				(②－2)
	細分類番号											
3	工場等に係る事業の名称							(名称：　) (単位：　)				(③－2)
	細分類番号											
事業者全体			(Ⓢ－2) (合計)	Ⓣ(合計)	Ⓣ'(合計)	(Ⓤ－2) (合計)	100％	Ⓥ (名称：　) (単位：　)	(Ⓦ－2)	(Ⓧ－2)	(Ⓨ－2)＝ (Ⓦ－2)／ (Ⓧ－2)× 100	
											(Ⓩ－2)＝ (①－2)＋ (②－2)＋ (③－2)＋ …	

備考　1　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入する。

2　工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とする。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

3　事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位(Ⓦ－2)」の算出が難しい場合は、「エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度の合計値(Ⓩ－2)」を事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ(Ⓦ－2)(Ⓧ－2)(Ⓨ－2)は記入不要。

4　事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位(Ⓦ－2)」が算出できる場合は、事業分類ごとの(Ⓐ－2)ⒷⒷ'(Ⓒ－2)及び事業者全体の(Ⓢ－2)から(Ⓨ－2)まで記入すること。

2—1　電気需要平準化評価原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとの電気需要平準化評価原単位等の計算										
			エネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ－1）	電気需要平準化時間帯の買電量（原油換算kl） （Ⓐ’－1）	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl） Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl） Ⓑ’	（Ⓒ’－1）＝（Ⓐ －1）＋（Ⓐ’－1）×（評価係数－1） －Ⓑ－Ⓑ’	（Ⓒ－1）の構成割合（%） （Ⓓ－1） （特定第3表1 — 1 の（Ⓓ－1）と同じ値）	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	電気需要平準化評価原単位 （Ⓕ’－1）＝（Ⓒ’－1）／Ⓔ	前年度の電気需要平準化評価原単位 （Ⓖ’－1）	電気需要平準化評価原単位の対前年度比（%） （Ⓗ’－1）＝（Ⓕ’－1）／（Ⓖ’－1）×100	電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度（%） （Ⓘ’－1）＝（Ⓓ－1）×（Ⓗ’－1）／100
1	工場等に係る事業の名称												（①’－1）
	細分類番号								（名称：　） （単位：　）				
2	工場等に係る事業の名称												（②’－1）
	細分類番号								（名称：　） （単位：　）				
3	工場等に係る事業の名称												（③’－1）
	細分類番号								（名称：　） （単位：　）				
事業者全体			（Ⓢ－1） （合計）	（合計）	Ⓣ（合計）	Ⓣ’（合計）	（Ⓤ’－1） （合計）	100%	Ⓥ （名称：　） （単位：　）	（Ⓦ’－1）	（Ⓧ’－1）	（Ⓨ’－1）＝（Ⓦ’－1）／（Ⓧ’－1）×100	
												（Ⓩ’－1）＝（①’－1）＋（②’－1）＋（③’－1）＋…	

備考　1　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入する。なお、工場等の事業分類は、「特定―第3表1―1エネルギーの使用に係る原単位等」と同じでなければならない。

2　事業者全体の「電気需要平準化評価原単位(Ⓦ'－1)」の算出が難しい場合は、「電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値(Ⓩ'－1)」を事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ(Ⓦ'－1)(Ⓧ'－1)(Ⓨ'－1)は記入不要。

3　事業者全体の「電気需要平準化評価原単位(Ⓦ'－1)」が算出できる場合は、事業分類ごとの(Ⓐ－1)(Ⓐ'－1)ⒷⒷ'(Ⓒ'－1)及び事業者全体の(Ⓢ－1)から(Ⓨ'－1)まで記入すること。

4　(Ⓒ'－1)の評価係数は1.3とすること。

2―2　連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要平準化評価原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとの連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要平準化評価原単位等の計算										
		連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算kl) (Ⓐ－2)	電気需要平準化時間帯の買電量(原油換算kl) (Ⓐ'－2)	販売した副生エネルギーの量(原油換算kl) Ⓑ	購入した未利用熱の量(原油換算kl) Ⓑ'	(Ⓒ'－2)＝(Ⓐ－2)＋(Ⓐ'－2)×(評価係数－1)－Ⓑ－Ⓑ'	(Ⓒ－2)の構成割合(%) (Ⓓ－2) (特定第3表1―2の(Ⓓ－2)と同じ値)	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	電気需要平準化評価原単位 (Ⓕ'－2)＝(Ⓒ'－2)／Ⓔ	前年度の電気需要平準化評価原単位 (Ⓖ'－2)	電気需要平準化評価原単位の対前年度比(%) (Ⓗ'－2)＝(Ⓕ'－2)／(Ⓖ'－2)×100	電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度(%) (Ⓘ'－2)＝(Ⓓ－2)×(Ⓗ'－2)／100
1	工場等に係る事業の名称											(①'－2)
	細分類番号							(名称：　) (単位：　)				

2	工場等に係る事業の名称								（名称：　）				(②’－2)
	細分類番号								（単位：　）				
3	工場等に係る事業の名称								（名称：　）				(③’－2)
	細分類番号								（単位：　）				
事業者全体			(Ⓢ－2)（合計）	（合計）	Ⓣ（合計）	Ⓣ’（合計）	(Ⓤ’－2)（合計）	100％	Ⓥ（名称：　）（単位：　）	(Ⓦ’－2)	(Ⓧ’－2)	(Ⓨ’－2)＝(Ⓦ’－2)／(Ⓧ’－2)×100	
												(Ⓩ’－2)＝(①’－2)＋(②’－2)＋(③’－2)＋…	

備考　1　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入する。なお、工場等の事業分類は、「特定―第3表1―1エネルギーの使用に係る原単位等」と同じでなければならない。

2　事業者全体の「電気需要平準化評価原単位(Ⓦ’－2)」の算出が難しい場合は、「電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値(Ⓩ’－2)」を事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ(Ⓦ’－2)(Ⓧ’－2)(Ⓨ’－2)は記入不要。

3　事業者全体の「電気需要平準化評価原単位(Ⓦ’－2)」が算出できる場合は、事業分類ごとの(Ⓐ－2)(Ⓐ’－2)ⒷⒷ’(Ⓒ’－2)及び事業者全体の(Ⓢ－2)から(Ⓨ’－2)まで記入すること。

4　(Ⓒ’－2)の評価係数は1.3とすること。

特定―第4表　事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況

1　エネルギーの使用に係る原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均原単位変化
エネルギーの使用に係る原単位						
対前年度比(%)		Ⓙ－1	Ⓚ－1	Ⓛ－1	Ⓜ－1	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用に係る原単位						
対前年度比(%)		Ⓙ－2	Ⓚ－2	Ⓛ－2	Ⓜ－2	

備考　特定―第3表1―1、1―2において事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比(%)(Ⓩ－1)、(Ⓩ－2)」を求めた場合は、対前年度比(%)のみ記入する。

2　電気需要平準化評価原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均原単位変化
電気需要平準化評価原単位						
対前年度比(%)		Ⓙ'－1	Ⓚ'－1	Ⓛ'－1	Ⓜ'－1	
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要平準化評価原単位						
対前年度比(%)		Ⓙ'－2	Ⓚ'－2	Ⓛ'－2	Ⓜ'－2	

備考　特定―第3表2―1、2―2において事業分類ごとの電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比(%)(Ⓩ'－1)、(Ⓩ'－2)」を求めた場合は、対前年度比(%)のみ記入する。

特定―第5表　エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位が改善できなかった場合の理由

1　事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位(連携省エネルギー計画の認定を受けた場合は連携省エネルギー措置を踏まえた原単位。以下この表及び2において同じ。)が年平均1%以上改善できなかった場合(イ)又は事業者のエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ロ)の理由

(イ)の理由
(ロ)の理由

備考　(イ)及び(ロ)共に該当する場合、双方記載すること。

2　事業者の過去5年度間の電気需要平準化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合(ハ)又は事業者の電気需要平準化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ニ)の理由

(ハ)の理由

(ニ)の理由

備考　(ハ)及び(ニ)共に該当する場合、双方記載すること。

特定―第6表　ベンチマーク指標の状況(該当する事業者のみ記入)

区分	対象となる事業の名称(セクター)	対象事業のエネルギー使用量(原油換算kl)	ベンチマーク指標の状況(単位)					ベンチマーク指標の見込み	達成率	目標年度における目標値(単位)
			年度	年度	年度	年度	年度			

備考　1　「区分」の欄には、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成21年3月31日経済産業省告示第66号)(以下「判断基準」という。)の別表第5に規定する区分のいずれかを記入すること。

2　「ベンチマーク指標の見込み」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、当該ベンチマーク指標の見込みを記載すること。

3　「達成率」の欄には、以下の計算式で計算される値を記入すること。

達成率＝(①－②)／(①－③)

ただし、①は本報告の報告対象年度の前年度のベンチマーク指標の値、②は本報告の報告対象年度のベンチマーク指標の値、③は昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、本報告の報告対象年度のベンチマーク指標の見込みとする。

特定―第7表

1―1　判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、根拠となる情報

備考1　判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり補正係数を用いる場合には、補正前のベンチマーク指標、補正の根拠となる値及び補正算定式を記入すること。

2　洋紙製造業(4A)のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率及びその種類を記入し、再生可能エネルギー使用率が72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。

3　貸事務所業(12)のベンチマーク指標報告事業者は、ベンチマーク指標の算出に当たり用いた面積区分(判断基準の別表第5　備考6に規定する面積区分をいう。)ごとのエネルギー使用量及び延床面積を記入すること。また、ベンチマーク指標の算出に当たり特殊なエネルギー使用量及び特殊なエネルギー使用面積(判断基準の別表第5　備考7に規定する「特殊なエネルギー使用量」及び「特殊なエネルギー使用面積」をいう。)を控除した場合には、当該エネルギー使用量及び使用面積を記入すること。

1―2　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

2　電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報

発電方式	発電効率 (%)	火力発電量に占める発電量比率 (%)
石炭による火力発電		
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電		
石油その他の燃料による火力発電		

備考　電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電方式ごとの「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入すること。

設備の名称		
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比(%)、④原料原産国(バイオマスのみ記入))		
設備から得られた電気のエネルギー量(千kWh)		
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)		
設備に投入したエネルギー量(GJ)		
	設備に投入した副生物のエネルギー量(GJ)	
	設備に投入したバイオマスのエネルギー量(GJ)	

備考　電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電設備のうち、副生物を投入した発電設備については投入した副生物のエネルギー量等、熱電併給型動力発生装置については熱として活用した量等を記入すること。

3　電力供給業のベンチマーク指標の向上に関して共同で実施した措置に関し､参考となる情報

特定―第8表　事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

Ⅰ　エネルギーの使用の合理化の基準	
Ⅰ―1　全ての事業者が取り組むべき事項	
(1)　取組方針の策定 設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針(中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。)を定めること。	□　策定している □　策定していない
取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含めること。	□　全て含めている □　大半含めている □　一部含めている □　含めていない
(2)　管理体制の整備 設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない （整備完了予定年　　年度）
(3)　責任者等の配置等 (2)で整備された管理体制に「エネルギー管理統括者」、「エネルギー管理企画推進者」並びに「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」を配置すること。	□　配置済み □　一部配置している □　配置していない
①エネルギー管理統括者の責務 ア．設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する業務(エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、新設、改造及び撤去並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視)の実施状況等を把握すること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない
イ．取組方針に従い、エネルギー管理者及びエネルギー管理員に対し取り組むべき業務を指示するなど、当該取組方針に掲げるエネルギーの使用の合理化に関する目標の達成に係る監督を行うこと。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない

ウ．取組方針の遵守状況やエネルギー管理者及びエネルギー管理員からの報告等を踏まえ、次期の取組方針の案を取りまとめ、取締役会等の業務執行を決定する機関への報告を行うこと。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない
エ．エネルギーの使用の合理化に資する人材(エネルギー管理者及びエネルギー管理員等)を育成すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない
②エネルギー管理企画推進者の責務 エネルギー管理統括者とエネルギー管理者及びエネルギー管理員の間の意思疎通の円滑化を図ること等によりエネルギー管理統括者の業務を補佐すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない
③現場実務を管理する者の責務 ア．設置している工場等ごとにおけるエネルギーの使用の合理化に関する業務(エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視)の実施状況等を把握すること。	□　全ての工場等で実施している □　大半の工場等で実施している □　一部の工場等で実施している □　実施していない
イ．取組方針やエネルギー管理統括者からの指示等を踏まえ、エネルギーの使用の合理化に関する業務を確実に実施すること。	□　全ての工場等で実施している □　大半の工場等で実施している □　一部の工場等で実施している □　実施していない
ウ．ア．のエネルギー管理を踏まえた工場等のエネルギーの使用の合理化の状況に係る分析結果についてエネルギー管理統括者に対する報告を行うこと。	□　全ての工場等で実施している □　大半の工場等で実施している □　一部の工場等で実施している □　実施していない
(4)　資金・人材の確保 エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない
(5)　従業員への周知・教育 設置している全ての工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない

(6)　取組方針の遵守状況の確認等 客観性を高めるため内部監査等の手法を活用することの必要性を検討し、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。なお、その評価結果が不十分である場合には改善を行うこと。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない
(7)　取組方針の精査等 取組方針及び遵守状況の評価方法を定期的に精査し、必要に応じ変更すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない
(8)　文書管理による状況把握 (1)取組方針の策定、(2)管理体制の整備、(3)責任者等の配置等、(6)取組方針の遵守状況の確認等及び(7)取組方針の精査等の結果を記載した書面を作成、更新及び保管することにより、状況を把握すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない
Ⅰ―2	
1　工場等単位、設備単位での基本的実施事項	
(1)　設備の運転効率化や生産プロセスの合理化等による生産性の向上を通じ、エネルギーの使用の合理化を図ること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない
(2)　エネルギー管理に係る計量器等の整備を行うこと。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない (整備予定年　　年度)
(3)　エネルギー消費量の大きい設備の廃熱等の発生状況を、優先順位等をつけて把握・分析し課題を抽出すること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない
(4)　既存の設備に関し、エネルギー効率や老朽化の状況等を把握・分析し、エネルギーの使用の合理化の観点から更新、改造等の優先順位を整理すること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない

(5)　エネルギーを消費する設備の選定、導入においては、エネルギー効率の高い機器を優先するとともに、その能力・容量に係る余裕度の最適化に努めること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない
(6)　休日や非操業時等においては、操業の開始及び停止に伴うエネルギー損失等を考慮した上でエネルギー使用の最小化に努めること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない
Ⅱ　エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置	
ISO50001の活用状況	□　認証取得している □　認証取得を検討している （取得予定年　　年度） □　検討していない

特定―第9表　その他事業者が実施した措置

1　エネルギーの使用の合理化に関する事項

措　置　の　概　要

2　電気の需要の平準化に資する措置に関する事項

措　置　の　概　要

3　中長期計画書記載事項の実施状況

内容	中長期計画作成指針	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況

備考　「内容」の欄、「中長期計画作成指針」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のⅡの3に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

4　新設した発電専用設備に関する事項(該当する事業者のみ記入)

設備の名称	
設備を設置した工場等の名称	
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	
設備容量(kW)	
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比(%)、④原料原産国(バイオマス燃料のみ記入))	
設計効率(発電端・HHV)(%)	
設備から得られる電気のエネルギー量(千kWh)	
設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)	
設備に投入するエネルギー量(GJ)	
設備に投入する副生物のエネルギー量(GJ)	

	設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)	
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項		

備考　1　電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、当該年度に運転開始したもののみ記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。

2　「燃料種ごとの基本情報」の欄には、新設時に想定する項目を記入すること。

3　「設計効率」の欄には、新設時に想定する定格時の発電効率を記入すること。

4　バイオマス燃料若しくは副生物を石炭と混焼する場合又はバイオマス燃料を石炭以外の化石燃料と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料又は副生物の代わりに石炭等の化石燃料を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料又は副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。バイオマス燃料及び副生物を石炭と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料及び副生物の代わりに石炭を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料及び副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。

5　「設備から得られる電気のエネルギー量」「設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入するエネルギー量」「設備に投入する副生物のエネルギー量」「設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、「設計効率」の欄に記入する発電効率の算出に関して用いた新設時に想定する年間の量を記入すること。

5　バイオマス混焼等を行う発電専用設備に関する事項(該当する事業者のみ記入)

報告対象年度	
設備の名称	

設備を設置した工場等の名称	
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	
設備容量(kW)	
設計効率(発電端・HHV)(%)	
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比(%)、④原料原産国(バイオマス燃料のみ記入))	
設備から得られた電気のエネルギー量(千kWh)	
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)	
設備に投入したエネルギー量(GJ)	
設備に投入した副生物のエネルギー量(GJ)	
設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)	

月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比(%)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績
月別実績効率(発電端・HHV)(%)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項													

備考　1　電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、次に掲げるものについては本様式に毎年度記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。

(1)　バイオマス燃料を混焼し、平成28年度以降に運転開始したもの(次に掲げるものを除く。)

(2)　バイオマス燃料又は副生物を石炭と混焼し、平成31年度以降に発電専用設備の新設に当たっての措置の適用をうけるもの

2　「設計効率」の欄には、当該設備の新設時に報告した様式第9の特定―第9表3の「設計効率」の欄又は様式第21の特定―第9表3の「設計効率」の欄に記入した数値を記入すること。

3　「設備から得られた電気のエネルギー量」「設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入したエネルギー量」「設備に投入した副生物のエネルギー量」「設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、新設時に想定する年間の量を記入すること。

4　「月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比」「月別実績効率」の欄のうち「4月」から「3月」の欄は、電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、バイオマス燃料を混焼し、平成28年度以降に運転開始したもの(1(2)に掲げるものを除く。)についてのみ記入すること。

5　「月別実績効率」の欄には、バイオマス燃料又は副生物を使用する場合の実績効率を記入すること。

特定―第10表　事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分 （指定区分に変更がある場合には、□を■とする）	エネルギー管理指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称
第　種 （指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種 （指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種 （指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種 （指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種 （指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種 （指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種 （指定区分の変更手続きが必要□）			〒					

特定―第11表　現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量(原油換算kl)
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						

備考　1　本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定―第1表から第10表までに定められた事項を報告すること。

2　備考1の報告の際には、指定―第1表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等」とみなす。

3　備考1の報告の際には、指定―第1表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者(員)の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

特定―第12表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度：　　年度

1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類			エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業			$t—CO_2$
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
	商標又は商号等			
1	工場等に係る事業の名称			$t—CO_2$
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
2	工場等に係る事業の名称			$t—CO_2$
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			

3	工場等に係る事業の名称					t―CO_2
	細分類番号					
	当該事業を所管する大臣					

備考　1　排出年度の欄には、当該年度を記入すること。

2　番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類(細分類)ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

3　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

4　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、次に掲げる量(他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。)の合計量を記載すること。

(1)　燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

(2)　他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

(3)　他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

5　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、備考4(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定―第12表の4の1及び4の2にも必要事項を記載すること。

6　本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて特定―第12表の2に必要事項を記載すること。

7　特定連鎖化事業者にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

2　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している事業者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類			エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業			t—CO_2
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
1	工場等に係る事業の名称			t—CO_2
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
2	工場等に係る事業の名称			t—CO_2
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
3	工場等に係る事業の名称			t—CO_2
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			

備考1　番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類(細分類)ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

2　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、特定—第12表の1の備考4(1)に掲げる量を記載すること。

3　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

3　事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t—CO_2

備考　調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

4の1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t―CO_2／kWh		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

4の2　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t―CO_2／kWh		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

5　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　1　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

2　他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定―第12表の4の1及び4の2に記載すること。

6の1　調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の量

種　　類	合　　計　　量
1.	t―CO_2
2.	t―CO_2
3.	t―CO_2
4.	t―CO_2

備考　本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、特定―第12表の6の2に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、特定―第12表の6の3に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を記載すること。

6の2　国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日 又は移転日	無効化量 又は移転量
～		t—CO_2
～		t—CO_2
～		t—CO_2
～		t—CO_2
合　　計　　量		t—CO_2

備考　1　本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。

2　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

3　国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。

4　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。

5　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。

6　無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。

7　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、事業者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の3　海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t—CO_2
		t—CO_2
		t—CO_2
		t—CO_2
合　　計　　量		t—CO_2

備考　1　本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。

2　算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

3　識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て(制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年、排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字)を記載すること。

4　無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。

5　本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、事業者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

7　権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無(該当するものに〇をすること)	1．有 2．無	その他の関連情報の提供の有無(該当するものに〇をすること)	1．有 2．無

備考　1　本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1．有」に〇をすること。

2　同法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1．有」に〇をすること。

3　本表の「1．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

認定―総括表　認定管理統括事業者及び管理関係事業者において、エネルギーの使用量が令第2条第1項に定める数値以上の事業者の一覧

1　認定管理統括事業者

認定管理統括事業者番号	認定管理統括事業者の名称

2　管理関係事業者

管理関係事業者番号	管理関係事業者の名称

認定―第1表　事業者の名称等

認定管理統括事業者番号 又は管理関係事業者番号									
特定排出者番号									
事業者の名称									
法人番号									
主たる事務所の所在地	〒								
代表者の役職名									
代表者の氏名									
主たる事業									
細分類番号									
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無　有・無 有の場合 変更前の事業者の名称　：＿＿＿

認定―第2表　事業者のエネルギーの使用量等

1　エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類	単位	年度									
		使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		換算係数		連携省エネルギー措置を踏まえた使用量	
		数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	単位	数値	熱量GJ
原油(コンデンセートを除く。)	kl										
連携分	kl								GJ／kl		
原油のうちコンデンセート(NGL)	kl										
連携分	kl								GJ／kl		
揮発油	kl										
連携分	kl								GJ／kl		
ナフサ	kl										
連携分	kl								GJ／kl		
灯油	kl										
連携分	kl								GJ／kl		
軽油	kl										

連携分		kl								GJ／kl		
A重油		kl										
連携分		kl								GJ／kl		
B・C重油		kl										
連携分		kl								GJ／kl		
石油アスファルト		t										
連携分		t								GJ／t		
石油コークス		t										
連携分		t								GJ／t		
石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t										
	連携分	t								GJ／t		
	石油系炭化水素ガス	千m^3										
	連携分	千m^3								GJ／千m^3		
可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t										
	連携分	t								GJ／t		
	その他可燃性天然ガス	千m^3										

燃料及び熱		連携分	千m^3								GJ／千m^3		
	石炭	原料炭	t										
		連携分	t								GJ／t		
		一般炭	t										
		連携分	t								GJ／t		
		無煙炭	t										
		連携分	t								GJ／t		
	石炭コークス		t										
	連携分		t								GJ／t		
	コールタール		t										
	連携分		t								GJ／t		
	コークス炉ガス		千m^3										
	連携分		千m^3								GJ／千m^3		
	高炉ガス		千m^3										
	連携分		千m^3								GJ／千m^3		
	転炉ガス		千m^3										
	連携分		千m^3								GJ／千m^3		
		都市ガス	千m^3										

	その他の燃料	連携分	千m^3								GJ／千m^3		
		（　　）											
		連携分											
	産業用蒸気		GJ										
	連携分		GJ								(GJ／GJ)		
	産業用以外の蒸気		GJ										
	連携分		GJ								(GJ／GJ)		
	温水		GJ										
	連携分		GJ								(GJ／GJ)		
	冷水		GJ										
	連携分		GJ								(GJ／GJ)		
	小計		GJ										
	連携分		GJ										
	電気事業者	昼間買電	千kWh										
		連携分	千kWh								GJ／千kWh		
		夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	千kWh	（　）	（　）								
		連携分	千kWh								GJ／千kWh		

電気		夜間買電	千kWh											
		連携分	千kWh								GJ／千kWh			
	その他	上記以外の買電	千kWh											
		連携分	千kWh								GJ／千kWh			
		自家発電	千kWh											
		連携分	千kWh								GJ／千kWh			
	小計		千kWh											
	連携分		千kWh											
合　計GJ														
うち連携分														
原油換算kl					Ⓢ－1		Ⓣ		Ⓣ’					Ⓢ－2
うち連携分														
前年度原油換算kl														
うち連携分														
対前年度比(%)														
うち連携分														

備考　「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「(　)」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

2　連携省エネルギー措置の実績

(1)　連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

(2)　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

(3)　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量GJ	数値	単位	数値	熱量GJ

認定―第3表　事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分(指定区分に変更がある場合には、□を■とする)	エネルギー管理指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称
第　種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					

第　種 （指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種 （指定区分の変更手続きが必要□）			〒					

認定―第4表　現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量 （原油換算kl）
	〒						
	〒						
	〒						

備考　1　本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定―第1表から第10表までに定められた事項を報告すること。

2　備考1の報告の際には、指定―第1表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等」とみなす。

3　備考1の報告の際には、指定―第1表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

認定―第5表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度：　　年度

1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類			エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体		主たる事業		t―CO_2
		細分類番号		
		当該事業を所管する大臣		
		商標又は商号等		
1	工場等に係る事業の名称			t―CO_2
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
2	工場等に係る事業の名称			t―CO_2
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
3	工場等に係る事業の名称			t―CO_2
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			

備考　1　排出年度の欄には、当該年度を記入すること。

2　番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類(細分類)ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

3　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこ

と。

4　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、次に掲げる量(他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。)の合計量を記載すること。

(1)　燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

(2)　他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

(3)　他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

5　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、備考4(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定―第5表の4の1及び4の2にも必要事項を記載すること。

6　本報告に係る特定排出者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて認定―第5表の2に必要事項を記載すること。

7　特定連鎖化事業者にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

2　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している特定排出者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

<table>
<tr><td>番号</td><td colspan="3">事　業　分　類</td><td>エネルギーの使用に伴って
発生する二酸化炭素</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業者
全体</td><td>主たる事業</td><td colspan="2"></td><td rowspan="3">t―CO_2</td></tr>
<tr><td>細分類番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>当該事業を所管する大臣</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">1</td><td>工場等に係る事業の名称</td><td colspan="2"></td><td rowspan="3">t―CO_2</td></tr>
<tr><td>細分類番号</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>当該事業を所管する大臣</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">2</td><td>工場等に係る事業の名称</td><td colspan="2"></td><td rowspan="3">t―CO_2</td></tr>
<tr><td>細分類番号</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>当該事業を所管する大臣</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

3	工場等に係る事業の名称					t—CO_2
	細分類番号					
	当該事業を所管する大臣					

備考　1　番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類(細分類)ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

2　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、認定—第5表の1の備考4(1)に掲げる量を記載すること。

3　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

3　事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t—CO_2

備考　調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

4の1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t—CO_2／kWh		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

4の2　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t―CO_2／kWh		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

5　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　1　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

2　他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定―第5表の4の1及び4の2に記載すること。

6の1　調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の量

種　　別	合　計　量
1.	t―CO_2
2.	t―CO_2
3.	t―CO_2
4.	t―CO_2

備考　本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、認定―第5表の6の2に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、認定―第5表の6の3に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を記載すること。

6の2　国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日 又　は 移転日	無効化量 又　は 移転量
～		t―CO_2
～		t―CO_2
～		t―CO_2
～		t―CO_2
合　計　量		t―CO_2

備考　1　本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。

2　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

3　国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。

4　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。

5　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。

6　無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。

7　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の3　海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t—CO_2
		t—CO_2
		t—CO_2
		t—CO_2
合　　計　　量		t—CO_2

備考　1　本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。

2　算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

3　識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て(制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年、排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字)を記載すること。

4　無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。

5　本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

7　権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1．有 2．無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1．有 2．無

備考　1　本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1．有」に〇をすること。

2　同法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1．有」に〇をすること。

3　本表の「1．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等単位の報告

指定―第1表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号	
当該工場等の名称	
当該工場等の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
エネルギー管理者(員)の職名・氏名・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 電話(　　―　　―　　) FAX（　　―　　―　　） メールアドレス

指定―第2表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類		単位	年度					
			使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量	
			数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
原油(コンデンセートを除く。)		kl						
原油のうちコンデンセート(NGL)		kl						
揮発油		kl						
ナフサ		kl						
灯油		kl						
軽油		kl						
A重油		kl						
B・C重油		kl						
石油アスファルト		t						
石油コークス		t						
石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t						
	石油系炭化水素ガス	千m^3						

燃料及び熱	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t						
		その他可燃性天然ガス	千m^3						
	石炭	原料炭	t						
		一般炭	t						
		無煙炭	t						
	石炭コークス		t						
	コールタール		t						
	コークス炉ガス		千m^3						
	高炉ガス		千m^3						
	転炉ガス		千m^3						
	その他の燃料	都市ガス	千m^3						
		(　　)							
	産業用蒸気		GJ						
	産業用以外の蒸気		GJ						
	温水		GJ						
	冷水		GJ						
	小計		GJ						

電気	電気事業者	昼間買電	千kWh						
		夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	千kWh	（　　）	（ⓗ　　）				
		夜間買電	千kWh						
	その他	上記以外の買電	千kWh						
		自家発電	千kWh						
	小計		千kWh						
合　計GJ									
原油換算kl					ⓐ		ⓑ		ⓑ’
前年度原油換算kl									
対前年度比(%)									

備考　「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「(　)」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

指定―第3表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

	設備の名称	設備の概要	稼働状況	新設、改造又は撤去の状況
エネルギーの使用の合理化に関する設備				
上記以外のエネルギーを消費する主要な設備				

指定―第4表　エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

	年度	対前年度比（%）
生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 （名称：　　）（単位：　　）	ⓒ	

指定―第5表　エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位

1　エネルギーの使用に係る原単位

	年度	対前年度比(%)
原単位＝$\frac{\text{エネルギー使用量（原油換算kl）（指定-第２表ⓐ－ⓑ－ⓑ’）}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（指定-第４表ⓒ）}}$		

2　電気需要平準化評価原単位

	年度	対前年度比(%)
電気需要平準化評価原単位＝$\frac{\text{電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量（原油換算kl）}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（指定-第４表ⓒ）}}$		

備考　電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量(原油換算kl)は、以下の算定式により計算する。

下式中の記号は、指定―第2表中の記号を指す。また、評価係数は1．3とする。

電気需要平準化時間帯買電量

評価後のエネルギー使用量＝ⓐ＋ⓗ×(評価係数－1)×0.0258－ⓑ－ⓑ’

(原油換算kl)

指定―第6表　過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況

1　エネルギーの使用に係る原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均原単位変化
エネルギーの使用に係る原単位						
対前年度比(%)		ⓓ	ⓔ	ⓕ	ⓖ	

2　電気需要平準化評価原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均原単位変化
電気需要平準化評価原単位						
対前年度比(%)		ⓓ’	ⓔ’	ⓕ’	ⓖ’	

指定―第7表　エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位が改善できなかった場合の理由

1　過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均1%以上改善できなかった場合(イ)又はエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ロ)の理由

(イ)の理由
(ロ)の理由

備考　(イ)及び(ロ)共に該当する場合、双方記載すること。

2　過去5年度間の電気需要平準化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合(ハ)又は電気需要平準化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ニ)の理由

(ハ)の理由

(ニ)の理由

備考　(ハ)及び(ニ)共に該当する場合、双方記載すること。

指定―第8表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況(1又は2のいずれかに記入すること。)

1　工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況
（法第5条第1項第1号関係）

対象項目 ＜設備＞	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たっての措置
(1)　空気調和設備、換気設備	空気調和設備、換気設備の管理	空気調和設備、換気設備に関する計測及び記録	空気調和設備、換気設備の保守及び点検	空気調和設備、換気設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
(2)　ボイラー設備、給湯設備	ボイラー設備、給湯設備の管理	ボイラー設備、給湯設備に関する計測及び記録	ボイラー設備、給湯設備の保守及び点検	ボイラー設備、給湯設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
(3)　照明設備、昇降機、動力設備	照明設備、昇降機の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、動力設備の保守及び点検	照明設備、昇降機の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
(4)　受変電設備	受変電設備の管理	受変電設備に関する計測及び記録	受変電設備の保守及び点検	受変電設備の新設・更新に当たっての措置

	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
BEMS				BEMSの新設・更新に当たっての措置 □　BEMSを採用した □　BEMSを採用していない
(5)　ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン等専ら発電のみに供される設備(発電専用設備)、コージェネレーション設備	発電専用設備、コージェネレーション設備の管理	発電専用設備、コージェネレーション設備に関する計測及び記録	発電専用設備、コージェネレーション設備の保守及び点検	発電専用設備、コージェネレーション設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
(6)　事務用機器、民生用機器	事務用機器の管理			事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定			□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない			
(7)　業務用機器	業務用機器の管理	業務用機器に関する計測及び記録	業務用機器の保守及び点検	業務用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した

	□ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	□ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	□ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
(8)　事業場の居室等を賃貸している事業者は、事業場の居室等を賃借している事業者（以下「賃借事業者」という。）に対するエネルギー使用量についての情報提供			□ 情報提供している □ 一部の賃借事業者に情報提供している □ 情報提供していない	

2　工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く工場等）における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第2号関係）

対象項目 〈設備〉	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たっての措置
(1)　燃料の燃焼の合理化	燃料の燃焼の管理	燃料の燃焼に関する計測及び記録	燃焼設備の保守及び点検	燃焼設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
(2)　加熱及び冷却並びに伝熱の合理化				
(2—1)　加熱設備等	加熱及び冷却並びに伝熱の管理	加熱等に関する計測及び記録	加熱等を行う設備の保守及び点検	加熱等を行う設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
(2—2)　空気調和設備、給湯設備	空気調和設備、給湯設備の管理	空気調和設備、給湯設備に関する計測及び記録	空気調和設備、給湯設備の保守及び点検	空気調和設備、給湯設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の	保守及び点検に関する管理標準の設定の	□ 新設・更新の際、判断基準どおり

	□ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
(3) 廃熱の回収利用	廃熱の回収利用の基準	廃熱に関する計測及び記録	廃熱回収設備の保守及び点検	廃熱回収設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
(4) 熱の動力等への変換の合理化				
(4—1) 蒸気駆動の動力設備	蒸気駆動の動力設備の管理	蒸気駆動の動力設備に関する計測及び記録	蒸気駆動の動力設備の保守及び点検	蒸気駆動の動力設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定のる状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	保守及び点検に関す管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
(4—2) 発電専用設備	発電専用設備の管理	発電専用設備に関する計測及び記録	発電専用設備の保守及び点検	発電専用設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	□ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況	

	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
(4―3) コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の管理	コージェネレーション設備に関する計測及び記録	コージェネレーション設備の保守及び点検	コージェネレーション設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
(5) 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止				
(5―1) 放射、伝導等による熱の損失の防止		熱の損失に関する計測及び記録	熱利用設備の保守及び点検	熱利用設備の新設・更新に当たっての措置
		計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
		管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
(5―2) 抵抗等による電気の損失の防止	受変電設備及び配電設備の管理	受変電設備及び配電設備に関する計測及び記録	受変電設備及び配電設備の保守及び点検	受変電設備及び配電設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 (%) □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
(6) 電気の動力、熱等への変換の合理化				
(6―1) 電動力応用設備、電気加熱設備等	電動力応用設備、電気加熱設備等の管理	電動力応用設備、電気加熱設備等に関する計測及び記録	電動力応用設備、電気加熱設備等の保守及び点検	電動力応用設備の新設・更新に当たっての措置

	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
(6―2)　照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器	照明設備、昇降機、事務用機器の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、事務用機器の保守及び点検	照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めていをる保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	

指定―第9表　その他実施した措置

1　エネルギーの使用の合理化に関する事項

措　置　の　概　要

2　電気の需要の平準化に資する措置に関する事項

措　置　の　概　要

指定―第10表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t―CO_2

備考　1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、次に掲げる量(他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。)の合計量を

記載すること。

(1)　燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

(2)　他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

(3)　他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

2　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、備考1(2)掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定―第10表の3にも必要事項を記載すること。

2　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t―CO_2

備考　本報告に係る工場等が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、第10表の1の備考1(1)に掲げる量を記載すること。

3　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t―CO_2／kWh		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

4　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　1　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

2　他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定―第10表の3に記載すること。

5　権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無(該当するものに〇をすること)	1．有 2．無	その他の関連情報の提供の有無(該当するものに〇をすること)	1．有 2．無

備考　1　本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1．有」に〇をすること。

2　同法第32条第1項の規定による本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー

管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る情報の提供がある場合は右欄「1．有」に○をすること。

3　本表の「1．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

備　　考

1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2　文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

3　報告書冒頭の※印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄は記入しないこと。

4　特定―第1表の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。

5　特定―第2表1の使用量の欄には、特定事業者にあっては、設置しているすべての工場等の、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）にあっては、設置しているすべての工場等及び加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等の、認定管理統括事業者にあっては、設置しているすべての工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあっては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）及び管理関係事業者が設置しているすべての工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあっては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）の前年度におけるエネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。

6　指定―第2表には、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。

7　特定―第2表及び指定―第2表の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。

8　特定―第2表及び指定―第2表の販売した副生エネルギーの量の欄には、エネルギーの種類ごとに販売したエネルギーを記入すること。

9　特定―第2表及び指定―第2表の購入した未利用熱の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。

10　特定―第2表及び指定―第2表の「その他の燃料」の「都市ガス」の下の欄には、製油所ガス等の燃料の種類を(　)内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。

11　特定―第2表及び指定―第2表の「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」とは、工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針(平成25年経済産業省告示第271号)において規定される時間帯を指す。

12　販売した電気の量は、特定―第2表及び指定―第2表の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入すること。

13　特定―第2表及び指定―第2表の「自家発電」の販売した副生エネルギーの量の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量1キロワット時を熱量9,760キロジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。

14　特定―第2表及び指定―第2表のうGJを単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をTJ(テラジュール)、PJ(ペタジュール)に代えて記入することができる。

15　特定―第2表及び指定―第2表のエネルギーの使用量の合計を算出する場合には、エネルギーとエネルギーから発生した副生物の両者を加算することを要しない。なお、この際、加算しなかったエネルギーの種類及びその量を特定―第2表及び指定―第2表の下に注記すること。

16　特定―第2表、特定―第4表、指定―第2表、指定―第4表、指定―第5表及び指定―第6表の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値(指定―第4表及び指定―第5表については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値)を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比}\ (\%) = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100\ (\%)$$

17　特定―第3表の欄Ⓔ及び指定―第4表の欄Ⓒの「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産量、生産額等又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を(　)内に記入すること。いずれを選択するかについては、年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計

した値を工場全体の生産数量として記載することができる。

18　特定―第3表及び指定―第5表の「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいう。

19　特定―第3表1―1、1―2における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等の求め方は、以下のとおりとする（連携省エネルギー措置を踏まえる場合、「－1」を「－2」と読み替えるものとする。）。

(1)　特定事業者が設置するすべての工場等、特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等又は認定管理統括事業者が設置するすべての工場等及び管理関係事業者が設置するすべての工場等を、日本標準産業分類細分類番号（4桁）ごと（以下「事業分類ごと」という。）に整理する。ただし、事業の分類番号が同一であっても事業の内容が異なる場合には、事業の内容ごとに整理することができる。

(2)　事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（Ⓔ）について検討する。

(3)　Ⓔがそれぞれの事業で同じ単位、もしくは共通のⒻに換算可能であり、事業者全体の原単位（Ⓦ－1）が算出可能な場合は、以下のア．により事業者全体としてのエネルギーの使用に係る原単位を算出する。

ア．事業者全体としての原単位（Ⓦ－1）が算出可能な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位（Ⓦ－1）を求める。

（ア）エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（Ⓐ－1）

（イ）販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・Ⓑ

（ウ）購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・Ⓑ’

（エ）（Ⓐ－1）－Ⓑ－Ⓑ’・・・（Ⓒ－1）

（オ）生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ

（カ）事業分類ごとの（Ⓒ－1）及びⒺを事業者全体で合計し、それぞれの合計値（Ⓤ－1）、（Ⓥ－1）を求めることにより、事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位（Ⓦ－1）＝（Ⓤ－1）／（Ⓥ－1）が求められる。

（キ）（Ⓦ－1）と前年度の原単位（Ⓧ－1）の比・・・（Ⓨ－1）

(4)　Ⓔが事業ごとに異なり、事業者全体の原単位（Ⓦ－1）が算出困難な場合は、以下のア．により事業者のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比（Ⓩ－1）を算出する。

ア．事業者全体としての原単位（Ⓦ－1）の算出が困難な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対

前年度比(Ⓩ－1)を求める。

(ア)エネルギーの使用量の合計(原油換算kl)・・・ (Ⓐ－1)

(イ)販売した副生エネルギーの量の合計(原油換算kl)・・・Ⓑ

(ウ)購入した未利用熱の量の合計(原油換算kl)・・・Ⓑ'

(エ)(Ⓐ－1)－Ⓑ－Ⓑ'・・・(Ⓒ－1)

(オ)事業分類ごとの(Ⓒ－1)の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合(%)・・・(Ⓓ－1)

(カ)生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ

(キ)エネルギーの使用に係る原単位・・・(Ⓒ－1)／Ⓔ＝(Ⓕ－1)

(ク)エネルギーの使用に係る前年度の原単位・・・(Ⓖ－1)

(ケ)事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比(%)・・・(Ⓗ－1)

(コ)事業ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比(Ⓗ－1)を(Ⓓ－1)の重みで加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。(Ⓩ－1)＝(①－1)＋(②－1)＋(③－1)＋・・・

20　特定―第3表2―1、2―2における事業者の全体又は事業分類ごとの電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギーの使用に係る原単位(以下「電気需要平準化評価原単位」という。)等の求め方は、以下のとおりとする。なお、特定事業者が設置するすべての工場等又は特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等の事業分類、(Ⓒ－1)の構成割合(Ⓓ－1)、事業ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値(Ⓔ)については、特定―第3表1における算定と同じとすること。

(1)　Ⓔがそれぞれの事業で同じ単位、もしくは共通のⒺに換算可能であり、事業者全体の電気需要平準化評価原単位(Ⓦ'－1)が算出可能な場合は、以下のア．により事業者全体としての電気需要平準化評価原単位を算出する。

ア．事業者全体としての電気需要平準化評価原単位(Ⓦ'－1)が算出可能な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要平準化評価原単位(Ⓦ'－1)を求める。

(ア)エネルギーの使用量の合計(原油換算kl)・・・(Ⓐ－1)

(イ)電気需要平準化時間帯の買電量の合計(原油換算kl)・・・(Ⓐ'－1)

(ウ)販売した副生エネルギーの量の合計(原油換算kl)・・・Ⓑ

(エ)購入した未利用熱の量の合計(原油換算kl)・・・Ⓑ'

(オ)(Ⓐ－1)＋(Ⓐ'－1)×(評価係数－1)－Ⓑ－Ⓑ'・・・(Ⓒ'－1)

(カ)生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ

(キ)事業分類ごとの(Ⓒ'－1)及びⒺを事業者全体で合計し、それぞれの合計値(Ⓤ'－1)、Ⓥを求めることにより、事業者全体の電気需要平準化評価原単位(Ⓦ'－1)＝(Ⓤ'－1)／Ⓥが求められる。

(ク)(Ⓦ'－1)と前年度の原単位(Ⓧ'－1)の比・・・(Ⓨ'－1)

(2) Ⓔが事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要平準化評価原単位(Ⓦ'－1)が算出困難な場合は、以下のア．により事業者の電気需要平準化評価原単位の対前年度比(Ⓩ'－1)を算出する。

ア．事業者全体としての原単位(Ⓦ'－1)の算出が困難な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比(Ⓩ'－1)を求める。

(ア)エネルギーの使用量の合計(原油換算kl)・・・(Ⓐ－1)

(イ)電気需要平準化時間帯の買電量の合計(原油換算kl)・・・(Ⓐ'－1)

(ウ)販売した副生エネルギーの量の合計(原油換算kl)・・・Ⓑ

(エ)購入した未利用熱の量の合計(原油換算kl)・・・Ⓑ'

(オ)(Ⓐ－1)＋(Ⓐ'－1)×(評価係数－1)－Ⓑ－Ⓑ'・・・(Ⓒ'－1)

(カ)事業分類ごとのⒸの値の、事業者全体の合計値に対する構成割合(%)・・・(Ⓓ－1)

(キ)生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ

(ク)電気需要平準化評価原単位・・・(Ⓒ'－1)／Ⓔ＝(Ⓕ'－1)

(ケ)前年度の電気需要平準化評価原単位・・・(Ⓖ'－1)

(コ)事業分類ごとの電気需要平準化評価原単位の対前年度比(%)・・・(Ⓗ'－1)

(サ)事業ごとの電気需要平準化評価原単位の対前年度比(Ⓗ'－1)を(Ⓓ－1)の重みで加重平均し、事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比を求める。

(Ⓩ'－1)＝(①'－1)＋(②'－1)＋(③'－1)＋・・・

21　特定―第4表及び指定―第6表の上段の欄には、当該年度を含む直近5年間の年度を記入すること。また、「エネルギーの使用に係る原単位」及び「電気需要平準化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。なお、特定―第3表1及び2において事業者全体の原単位(Ⓦ－1)及び事業者全体の電気需要平準化評価原単位(Ⓦ'－1)が算出困難であった場合は、「エネルギーの使用に係る原単位」及び「電気需要平準化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に(Ⓩ－1)及び(Ⓩ'－1)を記入すること。

また、連携省エネルギー措置を実施している場合は、「エネルギーの使用に係る原単位」及び「電気需要平準化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には記載せず、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギーの使用に係る原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要平準化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄に、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。その際、特定―第3表3及び4において事業者全体の原単位(Ⓦ－1)及び事業者全体の電気需要平準化評価原単位(Ⓦ'－1)が算出困難であった場合は、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギーの使用に係る原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要平準化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に(Ⓩ－1)及び(Ⓩ'－1)を記入すること。

22　特定―第4表及び指定―第6表の「5年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギーの使用に係る原単位及び連携省エネルギー措置を加味した電気需要平準化評価原単位の過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

(1)　エネルギーの使用に係る原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギーの使用に係る原単位

5年度間平均原単位変化(%)＝((Ⓙ－1)×(Ⓚ－1)×(Ⓛ－1)×(Ⓜ－1))$^{1/4}$(%)

又は

5年度間平均原単位変化(%)＝(ⓓ×ⓔ×ⓕ×ⓖ)$^{1/4}$(%)

(2)　電気需要平準化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味した電気需要平準化評価原単位

5年度間平均原単位変化(%)＝((Ⓙ'－1)×(Ⓚ'－1)×(Ⓛ'－1)×(Ⓜ'－1))$^{1/4}$(%)又は

5年度間平均原単位変化(%)＝(ⓓ'×ⓔ'×ⓕ'×ⓖ')$^{1/4}$(%)

23　特定―第5表は、例えば「(ロ)の理由」が「(イ)の理由」と同様になる場合には、「(イ)と同じ」と記入してもよい。

24　特定―第6表は、事業者が工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成21年経済産業省告示第66号)に定めるベンチマーク指標の対象となる事業(以下「ベンチマーク対象事業」という。)を行っている場合に、ベンチマーク対象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。

25　特定―第7表は、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関し、参考となる情報を記載すること。

26　特定―第8表は、該当するものに■印を付すこと。また、該当しない項目については、

欄全体に斜線を引くこと。

27　特定―第10表は、特定事業者が設置するすべての工場等、特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等又は認定管理統括事業者が設置するすべての工場等及び管理関係事業者が設置するすべての工場等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等をすべて記入すること。指定区分の変更が必要な場合は、「(指定区分の変更手続きが必要□)」欄に■印を付すこと。

28　特定―第11表は、現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー指定工場等又は管理関係エネルギー指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等をすべて記入すること。

29　特定―第12表及び指定―第10表の記入に当たっては、特定―第12表及び指定―第10表に記載された備考欄を参照すること。

30　指定―第2表の「産業用蒸気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」の使用量を熱量換算する際、別表第2に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。

31　指定―第2表に記入する際に、都市ガスについては、供給会社等から提示された単位発熱量を指定―第2表欄外に記入すること。

32　指定―第3表は、原則として各設備の年間のエネルギーの使用量の合計が、当該工場の総エネルギー使用量の8割を網羅するよう記入すること。

33　指定―第8表は、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等(法第5条第1項第1号)に該当する場合は1、それ以外の工場等(法第5条第1項第2号)に該当する場合は2について、該当する項目に■印を付し、必要な箇所については数値を記入すること。また、該当しない項目については、当該項目の欄全体に斜線を引くこと。

34　認定―第2表、第3表、第4表、第5表の記入に当たっては、特定―第2表、第10表、第11表、第12表に係る備考をそれぞれ参照すること。